

2026年度地方独立行政法人岐阜県総合医療センターにおける障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、2026年度の当センターにおける障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を次のとおり定める。

2 調達方針の対象となる物品等

当センターが調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

3 調達方針の対象となる施設等

対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- ④ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- ⑤ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- ⑥ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- ⑦ 在宅就業障害者
- ⑧ 在宅就業支援団体

4 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、病院全体で取組みを推進する。
- (2) 職員に対して、障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務について情報収集を行い、病院全体で共有できるよう各部署に対して情報提供し、障害者就労施設等への発注に努める。

5 その他

- (1) 調達方針について毎年見直しを行いホームページで公表する。
- (2) 調達実績を会計年度終了後にホームページで公表をする。